入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年5月7日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　池田　豊人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　調達件名及び数量　①パトロールカー９台交換購入　②草刈機５台交換購入　③標識車３台交換購入　④散水車１台交換購入　⑤側溝清掃車１台交換購入　⑥排水管清掃車１台交換購入　⑦除雪トラック４台購入

⑶　調達件名の特質等　詳細は、入札説明書及び仕様書のとおり

⑷　納入期限　①平成31年２月28日　②平成31年１月31日　③平成31年２月28日　④平成31年２月28日　⑤平成31年１月31日　⑥平成31年１月31日　⑦平成31年３月29日

⑸　納入場所　①琵琶湖河川事務所　和歌山河川国道事務所　淀川河川事務所　福井河川国道事務所　大阪国道事務所　兵庫国道事務所　豊岡河川国道事務所　②大和川河川事務所　和歌山河川国道事務所　福井河川国道事務所　豊岡河川国道事務所　③滋賀国道事務所　大阪国道事務所　姫路河川国道事務所　④奈良国道事務所　⑤奈良国道事務所　⑥福井河川国道事務所　⑦福井河川国道事務所

⑹　入札方法　①③④⑤⑥落札決定にあたっては、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、課税対象となる輸送費等諸経費及び自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額と輸送費等諸経費を加算した金額と当該金額の100分の８に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金を加算した総価を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

詳細は入札説明書による。

②落札決定にあたっては、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額、課税対象となる輸送費等諸経費の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額と輸送費等諸経費を加算した金額と当該金額の100分の８に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）を加算した総価を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

詳細は入札説明書による。

⑦落札決定にあたっては、国が購入する物品、課税対象となる輸送費等諸経費及び自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料の総価を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が購入する物品と輸送費等諸経費を加算した金額と当該金額の100分の８に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル料金を加算した総価を入札書に記載すること。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

詳細は入札説明書による。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年３月30日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

⑶　同等物品の納入実績

①　下記１）又は２）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）パトロールカー　２）連絡車

なお、上記１）又は２）の納入実績は国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公共団体、地方公社、民間企業において１台以上の実績を有するものとする。

②　下記１）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）草刈機（遠隔操縦式、搭乗式を含む。）

なお、上記１）の納入実績は国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公共団体、地方公社、民間企業において１台以上の実績を有するものとする。

③　下記１）又は２）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）標識車　２）作業車

なお、上記１）又は２）の納入実績は国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公共団体、地方公社、民間企業において１台以上の実績を有するものとする。

④　下記１）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）散水車

なお、上記１）の納入実績は国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公共団体、地方公社、民間企業において１台以上の実績を有するものとする。

⑤　下記１）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）側溝清掃車

なお、上記１）の納入実績は国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公共団体、地方公社、民間企業において１台以上の実績を有するものとする。

⑥　下記１）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）排水管清掃車

なお、上記１）の納入実績は国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公共団体、地方公社、民間企業において１台以上の実績を有するものとする。

⑦　下記１）の物品（以下、「同等物品」という。）を納入した実績を有している者であること。１）除雪トラック

なお、上記１）の納入実績は国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公共団体、地方公社、民間企業において１台以上の実績を有するものとする。

⑷①　当該調達物品に関して、迅速（部品調達日数が一般部品５日、消耗部品３日）なアフターサービス・メンテナンスの体制を確保することを誓約した者であること。

②　当該調達物品に関して、アフターサービス・メンテナンスの体制を確保することを誓約した者であること。

③　当該調達物品に関して、迅速（部品調達日数が一般部品５日、消耗部品３日）なアフターサービス・メンテナンスの体制を確保することを誓約した者であること。

④　当該調達物品に関して、アフターサービス・メンテナンスの体制を確保することを誓約した者であること。

⑤　当該調達物品に関して、アフターサービス・メンテナンスの体制を確保することを誓約した者であること。

⑥　当該調達物品に関して、アフターサービス・メンテナンスの体制を確保することを誓約した者であること。

⑦　当該調達物品に関して、アフターサービス・メンテナンスの体制を確保することを誓約した者であること。

⑸　証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑹　支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１丁目５番44号大阪合同庁舎第１号館　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課購買第二係長　麻田　　満　ＴＥＬ06―6942―1141（内線2538）